

ブロッキング法制化反対の理由

弁護士 森 亮二

NTT脅迫電報事件



NTT脅迫電報事件

<事案>

多重債務者である原告らが、ヤミ金融業者から脅迫電報を送りつけられたことについて、被告NTT各社には、脅迫電報を差し止めるべき義務があったのにこれを怠ったとして、不法行為に基づく慰謝料の支払いを求めた事件

<判決>

原審：請求棄却　控訴審：控訴棄却

大阪地裁平成16年7月7日判決
大阪高裁平成17年6月3日判決

ブロッキングも同じでは？

地裁判決は、脅迫電報の差し止めについて、以下のように述べる。

- ① 公共的通信事業者としての職務の性質からして許されない違法な行為である。
- ② 電気通信事業者の提供する役務の内容として予定されているのは、あくまでも物理的な通信伝達の媒体ないし手段として、発信者から発信された通信内容をそのまま受信者に伝達することである。
- ③ ある電報が犯罪的な内容であるか否かを把握するためには、全電報を審査の対象としなければならず、結局、圧倒的に多数のその他の電報利用者の通信の秘密を侵害することになり、このことによる社会的な悪影響はきわめて重大である。
- ④ 通信の内容が逐一吟味されるものとする、萎縮効果をもたらし、自由な表現活動ないし情報の流通が阻害される。

NTT脅迫電報事件

- ある電報が**犯罪的な内容**であるか否かを把握するためには、
- 全電報を審査の対象としなければならず、
- 結局、圧倒的に多数のその他の電報利用者の通信の秘密を侵害することになり、
- このことによる社会的な悪影響はきわめて重大である。(以上③)
- 公共的通信事業者としての職務の性質からして許されない違法な行為である(①)



- あるインターネットアクセスが**違法サイトに対するもの**であるか否かを把握するためには、
- 全アクセスを審査の対象としなければならず、
- 結局、圧倒的に多数のその他のISP利用者の通信の秘密を侵害することになり、
- このことによる社会的な悪影響はきわめて重大である。
- 公共的通信事業者としての職務の性質からして許されない違法な行為である

裁判所は、電気通信事業者がブロッキングをすることはよくないと考えている。

NTT脅迫電報事件

裁判の争点

電気通信事業者には、違法な電報を止める義務があるか？

裁判所のこたえ

電気通信事業者は、違法な電報を止めてはいけない



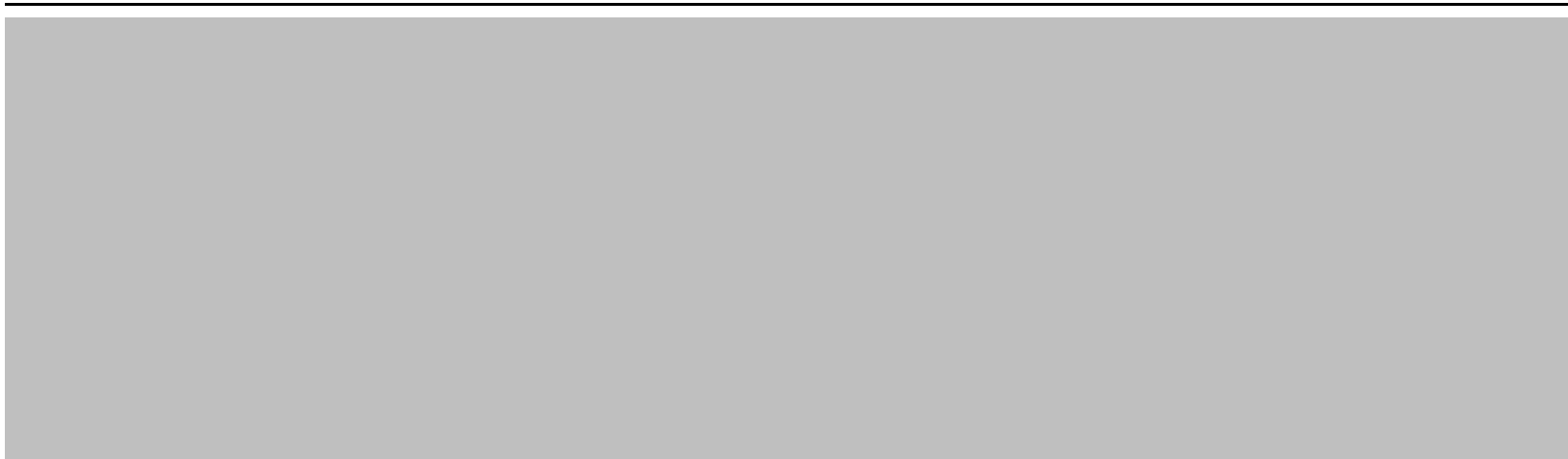
だから、止める義務はない



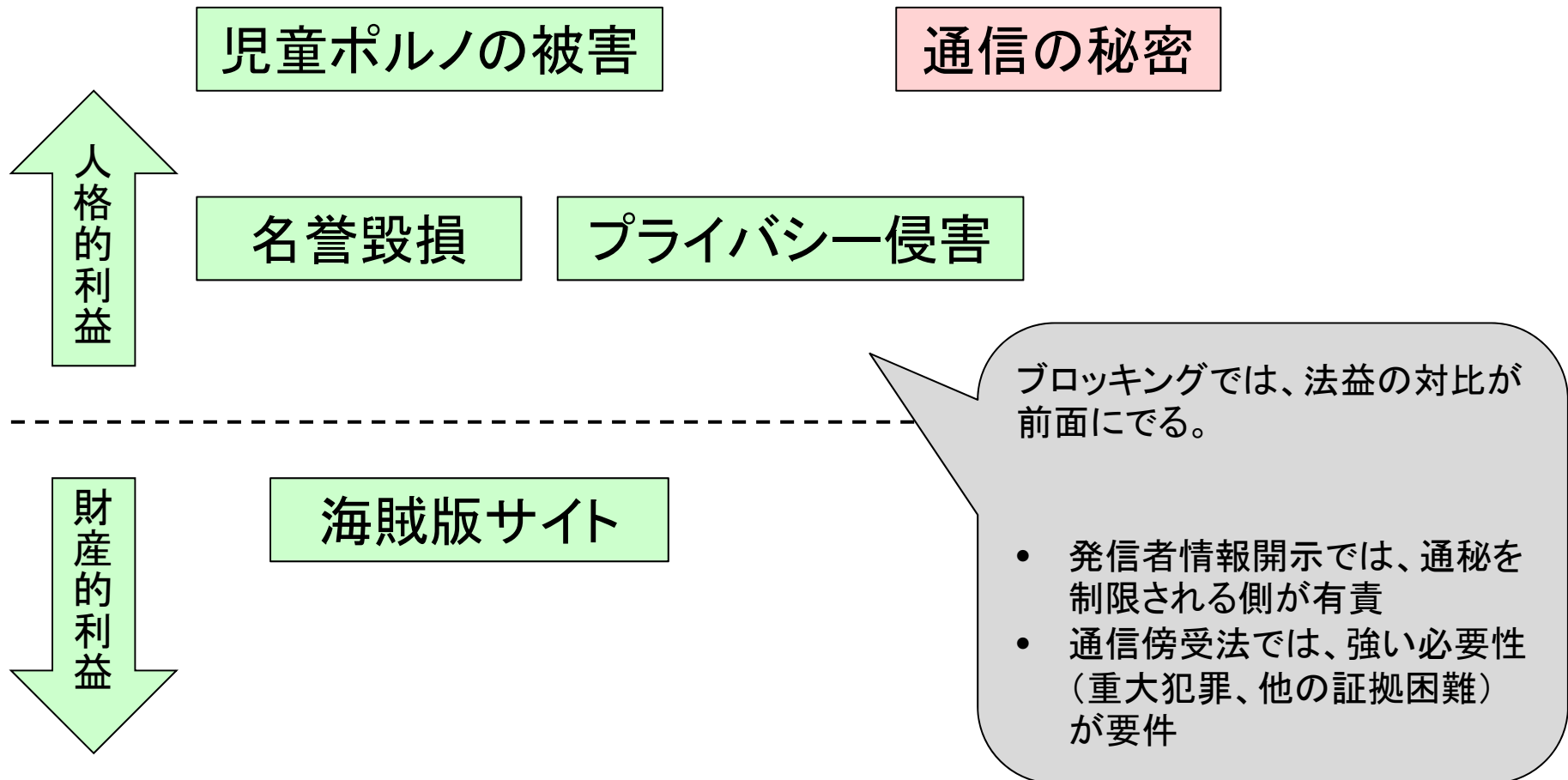
裁判所の価値判断

- 法律を作ってブロッキングすれば、適法にブロッキングを実施できる。
- しかし法律を作れば、ブロッキングが正しいことになるわけではない。正しいことであるという確認ができてから、法律を作るべき。
- 本件における裁判所の価値判断をどう考えるか？

法益の比較と ブロッキングの拡大



法益の比較ーブロッキング不可



児ポのときの緊急避難の要件論

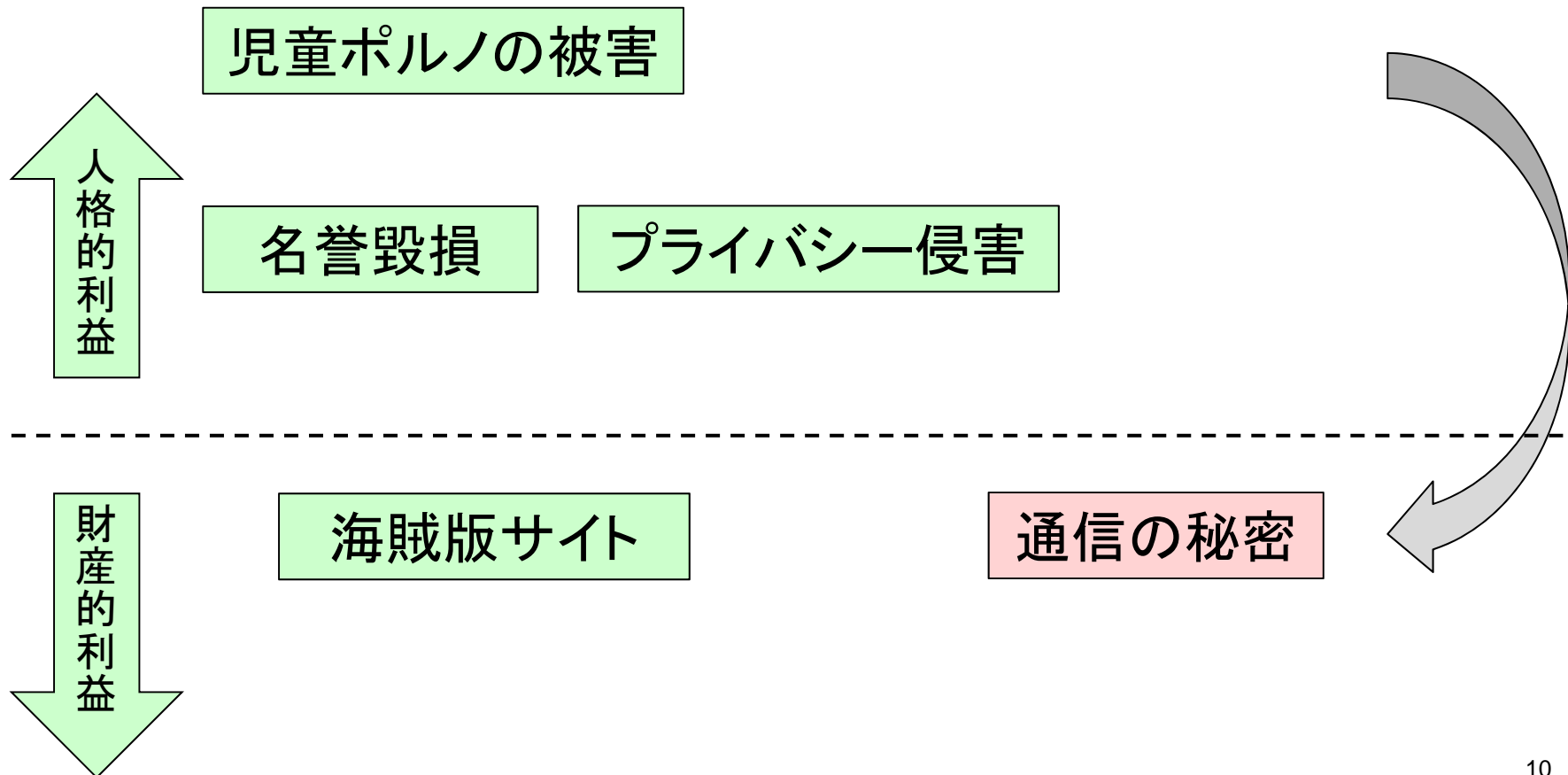
—法益権衡—と同じこと

一般的な名誉毀損やプライバシーなどの法益侵害がある場合にも、人格的利益の侵害という点で共通する面があるとしても、児童という本来性欲の対象とされるべきでない対象の問題である児童ポルノの事案とは、現在の危難ないし法益の権衡の点でやはり根本的に異なると解される。

さらに、著作権侵害との関係では、著作権という財産に対する現在の危難が認められる可能性はあるものの、児童ポルノと同様に当該サイトを閲覧され得る状態に置かれることによって直ちに重大かつ深刻な人格権侵害の蓋然性を生じるとは言い難いこと、補充性との関係でも、基本的に削除(差止め請求)や検挙の可能性があり、削除までの間に生じる損害も損害賠償によって填補可能であること、法益権衡の要件との関係でも財産権であり被害回復の可能性のある著作権を一度インターネット上で流通すれば被害回復が不可能となる児童の権利等と同様に考えることはできないことなどから、本構成を応用することは不可能である。

安心ネットづくり促進協議会 児童ポルノ対策作業部会
「法的問題検討サブワーキング 報告書」20頁 (2010年6月8日公表)

法益の比較ーブロッキング可





プロ責弁護士の見書

万が一にも、ブロッキングが法制化されるのであれば、(中略)名誉毀損やプライバシー侵害などの権利侵害の救済についても、ブロッキングが認められることを期待します。

勉強会提出資料 「ブロッキング問題に関する見書」より

情報法制研究会シンポジウムでの 消費者団体の意見

ブロッキングまで含めた対策が検討されている著作権侵害がうらやましいです… 詐欺サイトによる被害は、決して著作権侵害に劣るようなものではありません。

ECネットワーク 沢田登志子理事のご発言より

ブロッキングの拡大のおそれ

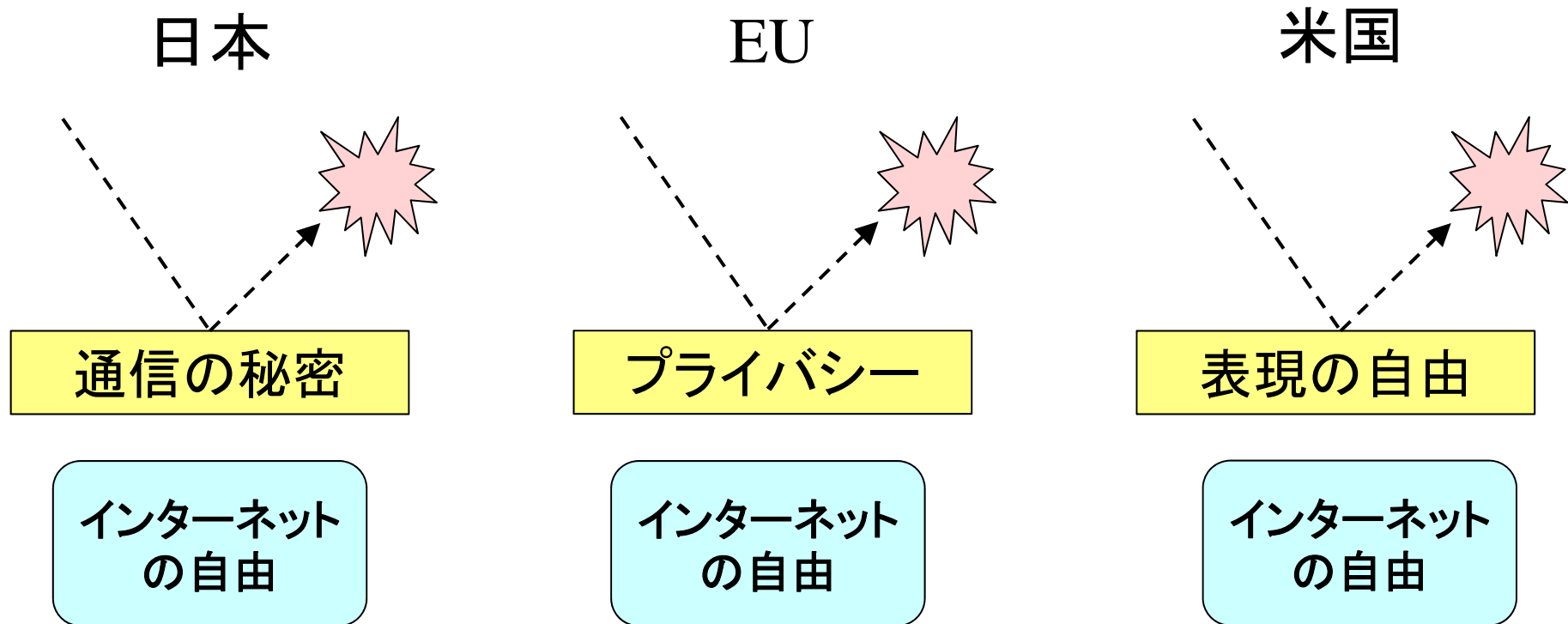
- ブロッキングの法制化により、通信の秘密の位置づけが下がると、他の分野のさまざまな違法情報の救済も、ブロッキングでやりなさい、ということになる。



- さまざまな対象リストとの照合が行われて、網羅的なインターネットアクセスの監視が行われるようになる。

海外の制度との比較

海外の制度との比較



インターネット上で不当な監視を受けない利益を守る方法は国によって異なる。

GDPR (EU) と個人情報保護法 (日)

EU

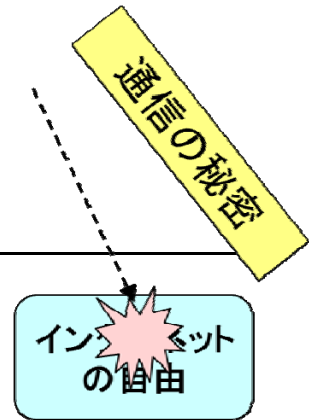
- 日本でいうところの個人情報でなくとも保護の対象になる。
- ウェブサイトの閲覧履歴などは、クッキーにのみ紐づいた状態でも保護の対象

日本

- 個人情報でなければ保護されない。
- ウェブサイトの閲覧履歴などは、クッキーにのみ紐づいた状態では、保護の対象とならず、氏名等と結びついて初めて保護の対象
- 他方で、通信の秘密の保護対象は、個人情報に限定されない。

海外の法制度との比較

- 「ドイツでやってるから日本でも大丈夫」は誤り。
- プライバシーや表現の自由について、外国と同じ強度の制度がなく、通信の秘密に依存している面がある。
- 通信の秘密を外すと、現代的な憲法が保障する価値が損なわれる事態が容易に生じうる。



表現と人権が守られ、誰もが安全に安心して利用できることが、インターネットの自由の柱です。どう実現するかを進め方は国によって異なります。表現の自由が大事にされる米国では表現の自由を土台に、プライバシー保護が重要視されるドイツではそれを土台にする形で、それぞれ実現に努めてきました。その点、表現の自由やプライバシーの基盤がそれほど強くない日本では、憲法の「通信の秘密」規定が数少ない土台になってきた経緯があります。この規定を軽視すべきではありません。

朝日新聞DIGITAL2018年9月7日「(耕論)サイト遮断と云うけど 赤松健さん、宍戸常寿さん、別所直哉さん」より
宍戸委員の意見

現状では法制度を工夫しても
違憲の疑いが強い

合憲性判定基準のあてはめ①

- 合憲性判定基準は以下のものであることについて争いなし。

ブロッキングが合憲といえるのは、具体的・実質的な立法事実裏付けられ、重要な公共的利益の達成を目的として、目的達成手段が実質的に合理的な関連性を有し、他に実効的な手段が存在しないか著しく困難な場合に限られる。



- このうち、「他の実効的な手段が存在しないか著しく困難な場合に限られる」の「手段」は、法制度に限らない。





- 本検討会議では、他に多数の実現可能な新しい「手段」が検討されており、それらの効果については、評価は分かれるものの、効果をまったく否定する意見は出ていない。



- 少なくとも、他の手段の効果を検証していない現状では、「実効的な手段が存在しないか著しく困難」とは到底言えず、違憲の疑いが強い。

合憲性判定基準のあてはめ②

ブロッキングが合憲といえるのは、具体的・実質的な立法事実に裏付けられ、重要な公共的利益の達成を目的として、目的達成手段が実質的に合理的な関連性を有し、他に実効的な手段が存在しないか著しく困難な場合に限られる。

- さらに、このうち、「具体的・実質的な立法事実」については、海賊版サイトによって生じた被害額(※)や「世界42カ国で導入されている」などの点について、重大な疑問があるため、この点からも違憲の疑いが強い。

- 以上のとおり、違憲の疑いは、法制度の中身とは無関係にも生じるものであるから、法制度の工夫によって違憲の疑いを回避できない。

- 違憲の疑いが払しょくできるまで、具体的な法制度の検討に進むべきではなく、その点に関する中間とりまとめの記述は削除すべきである。

※4月13日の緊急対策で示された別紙「特に悪質な海賊版サイトに関するブロッキングについての法的整理」内のCODA推計の被害額(漫画村約3000億円、Anitube約880億円、Miomio約250億円)

ご清聴ありがとうございました
